



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2017年7月11日(火)

健康経営優良法人認定制度

最近「健康経営」という言葉を耳にする機会が増えています。健康経営とは従業員の健康管理を「コスト」ではなく「投資」としてとらえ、積極的に従業員の健康管理・増進に取り組んでいくと言うものです。

従業員の活力向上、生産性アップ、企業ブランドイメージの向上等の効果が期待されています。

国も積極的に健康経営を推進しています。

経済産業省が東京証券取引所と共同で実施する「健康経営銘柄」、協会けんぽ東京支部では健康企業宣言、厚生労働省では安全衛生優良企業公表制度等があります。

経産省の「健康経営優良法人認定制度」

この制度は経済産業省が主導し、優良な健康経営を実践している大企業、中小企業の法人を顕彰する制度です。

従業員、求職者、関係企業や、金融機関等から「従業員の健康経営を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として健康経営に取り組む優良な法人と社会的に評価を受ける事ができる環境を整備する事を目的としています。

認定を受けるとどんなメリットがあるのか

大企業だけではなく中小企業も対象となり、2017年の認定企業は2月21日に公表され大企業法人部では235法人、中小企業

法人部では95法人が認定されています。

認定を受けた法人には金融市場（低金利融資、従業員の住宅ローン優遇）や労働市場におけるインセンティブが付与され地域に応じた支援を整備してゆくとしています。

認定の基準とは

中小企業に対する認定基準は健康経営銘柄の評価をベースに全国各地の類似制度を参考に設定され、14の評価項目が定められています。

- ①経営理念、経営者の自覚、健康宣言の社内外への発信、経営者の健診受診
- ②組織体制……健康づくり担当者の設置
- ③制度、施策実行……従業員の健康課題の把握と必要な対策検討（定期健診受診率、ストレスチェック実施等）、健康経営の実践
- ④評価・改善
- ⑤法令遵守・リスクマネジメント

認定を受ける、受けないにかかわらず健康経営を目指す意識と実践は重要な事でしょう。



会社と働く人が一諸に健康づくりをしていくことが大事でしょう